

# 18 宮城県信用保証協会

## 1 基本情報

所在地	仙台市青葉区本町二丁目16番12号			代表者	会長 大森 克之	
電話	022-225-6491	ファックス	022-261-1620	ホームページ	<a href="https://www.miyagi-shinpo.or.jp">https://www.miyagi-shinpo.or.jp</a>	
設立	昭和29年4月27日	改革分類	自立支援団体	県担当課	経済商工観光部 商工金融課	
出資等の状況	第1位 宮城県信用保証協会 (53.0%) 13,739,765 千円	第2位 宮城県 (28.5%) 7,387,642 千円	第3位 七十七銀行 (4.6%) 1,204,510 千円	その他 金融機関、 県内市町村ほか (13.9%) 3,598,356 千円		
設立目的(定款等)	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。				出資等総額	25,930,273 千円 (100.0%)

## 2 主な事業内容

事業名	事業費(単位:千円)			事業内容
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
事業1 信用補完業	1,620,025	2,218,977	2,490,164	中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際にその債務の保証をする。また、中小企業者等に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行う。
全体事業に占める割合	100.0%	100.0%	100.0%	
事業2				
全体事業に占める割合				
事業3				
全体事業に占める割合				
その他の事業				
全体事業に占める割合				
全体事業費	1,620,025	2,218,977	2,490,164	指定管理者
全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

## 3 評価

### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
信用保証協会は、中小企業金融の円滑化を図ることを目的に中小企業者に対して、金融上の「公的保証人」となって融資の途を開く機関である。また、被災した中小企業者等の復興に向けた資金繰り支援等のほか、経営に支障が生じている事業者に対し、各関係機関と連携し経営改善・再生支援に向けた支援業務を行っていく。	当該団体は、中小企業者等が金融機関から事業資金を借り入れる際に公的保証人になって借り入れを行いやすくするほか、中小企業者等の経営・金融の相談機関となっている。 県が実施している中小企業者向けの低利な資金提供に大きく関わっており、信用保証による円滑な資金提供ときめ細やかな経営支援・再生支援等により中小企業の経営の安定が図られることが期待される。

### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和3年度)

団体による自己評価	県(主務課)の所見
宮城県や各市町村などの施策と連携を図り、資金繰りの円滑化に努めた。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により経営の安定に支障をきたしている中小企業者等への丁寧かつ柔軟な対応に努めるとともに、サポート会議の活用を中心に金融機関や関係機関と連携を図りながら、課題解決のための適切で効果的な経営支援・再生支援等に取り組んだ。	令和3年度は長引く新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、経営の安定に支障を来している中小企業者等への継続的なサポートが必要となる中、当該団体の行う経営支援・再生支援等の業務は、さらに重要性を増している。当該団体の行う信用保証業務は、県内企業の経営安定に欠かせないものであることから、引き続き適切な業務運営を期待する。

### (3) 団体に対する総合評価(令和3年度)

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考指標
イ 組織運営の健全性 ※1	新型コロナウイルス感染症予防について職員へ逐一周知し、組織全体で感染対策を実施した。また、年5日年次有給休暇の取得促進やノー残業デーを月2回設定することで労務管理及び健康管理を行った。 コンプライアンスに関する内部研修や各部署における打ち合わせを定期的に行い、内部統制を行った。	未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の継続的な予防が求められる中、積極的にWebを活用した説明会の開催や研修を推進し、研鑽に努めている。また、ノー残業デーの設定等、職員の労務管理及び健康管理がなされている。 定期的なコンプライアンスに関する打ち合わせにより、内部統制の整備が行われており、働き方改革もなされていることから、組織運営は健全なものと認められる。	A
ロ 財務の健全性 ※1	新型コロナウイルス感染症関連保証の資金需要の落ち着きにより、保証承諾金額は平時の約9割となった。代位弁済は、政府の資金繰り支援や各種助成金の政策効果などにより企業の倒産が減少した結果、計画比52.5%に留まった。 今後も、関係機関との連携をさらに深め、保証協会がハブ機能を発揮し、中小企業者等の「過剰債務の解消」と「事業再構築に向けた取り組み」をサポートし、休廃業や倒産の未然防止、ひいては代位弁済の抑制に努めていく。	参考指標ではB判定だが、借入金依存度は0%である。新型コロナウイルス関連保証の資金需要の落ち着きにより、保証承諾額は約950億円となった。また、代位弁済も減少している。収支の状況は6期連続の黒字を計上していることから、財務の健全性には問題のないものと認められる。	B
(2)及び上記イ・ロを踏まえた総合評価・今後の方向性と課題	外部講師を招いた研修や会議等を通じ、職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の醸成が図られた。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることで企業の休廃業や倒産が懸念されるため、関係機関と連携を図り「過剰債務の解消」や「事業再構築に向けた取り組み」を支援していく。	財務状況や経営体制について、特に問題はないと認められるため、総合評価はAと判断する。 震災後の二重債務問題や新型コロナウイルス感染症等により、経営の安定に支障を来している中小企業に対し、金融機関及び関係機関と連携し経営支援・再生支援を進めている。今後も団体の健全な業務運営に期待したい。	総合評価 A

※1 上記イ及びロにおける「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

4 経営状況（単位：千円）

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
貸借対照表	資産合計	323,393,543	577,969,305	576,741,144	△ 1,228,161
	流動資産	10,406,651	21,964,639	16,605,495	△ 5,359,144
	固定資産	312,986,892	556,004,666	560,135,649	4,130,983
	うち有形固定資産	167,364	171,052	157,920	△ 13,132
	負債合計	290,984,391	545,533,486	542,567,870	△ 2,965,616
	流動負債	5,140,726	14,885,765	15,947,511	1,061,746
	固定負債	285,843,665	530,647,721	526,620,359	△ 4,027,362
	うち長期借入金	2,580,000	2,580,000	0	△ 2,580,000
	純資産	32,409,152	32,435,818	34,173,273	1,737,455
	資本金	25,047,152	25,060,818	25,930,273	869,455
利益剰余金	7,362,000	7,375,000	8,243,000	868,000	
収支計算書	事業収入	3,350,251	4,964,929	5,915,126	950,197
	事業外収入	7,805,450	6,866,686	6,066,653	△ 800,033
	収入計	11,155,701	11,831,615	11,981,779	150,164
	事業費	1,620,025	2,218,977	2,490,164	271,187
	管理費	1,239,450	1,216,162	1,234,125	17,963
	事業外支出	8,193,797	8,369,809	6,520,035	△ 1,849,774
	支出計	11,053,272	11,804,948	10,244,324	△ 1,560,624
	当期収支差額	102,429	26,667	1,737,455	1,710,788
県の財政的関与	補助金	112,205	310,053	155,067	△ 154,986
	委託金 ※2	0	0	0	0
	負担金	0	0	0	0
	補助金等合計	112,205	310,053	155,067	△ 154,986
	総収入 ※3	11,155,701	11,831,615	11,981,779	150,164
	総収入に対する補助金等割合	1.0%	2.6%	1.3%	
	単年度貸付額	0	0	0	0
	年度末貸付金残高	0	0	0	0
損失補償(債務保証)残高	4,580,197	5,443,227	6,132,412	689,185	

※2 委託金：随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。  
（なお、非公募で指定管理者となった団体に利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。）

※3 総収入＝売上高＋営業外収益＋特別利益【損益計算書】

5 主な経営指標

評価項目	算式等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減(R3 - R2)
自己資本比率	純資産合計(株主資本)÷資産合計(総資産)×100	10.0%	5.6%	5.9%	0.3%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	202.4%	147.6%	104.1%	-43.5%
借入金依存度	(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.8%	0.4%	0.0%	-0.4%
経常利益率	経常利益÷売上高×100	0.9%	0.2%	14.5%	14.3%
販売管理費比率	販売費及び一般管理費÷売上高×100	11.1%	10.3%	10.3%	0.0%

6 組織・役職員の状況

(人)

役職員の人数		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (6月末現在)	令和3年度における 常勤役職員の状況				
役員	常勤 (うち県OB)	5 ( 2 )	5 ( 2 )	5 ( 2 )	常勤役員				
	非常勤 (うち県OB)	13 ( 0 )	13 ( 0 )	13 ( 0 )	平均年齢	62.4			
職員	常勤職員 (※4)	79	84	79	平均年収 (千円)	8,695			
	プロパー職員	79	84	79	常勤職員(プロパー)				
	県OB	0	0	0	平均年齢	42.0			
	県派遣職員	0	0	0	平均年収 (千円)	6,317			
	その他の派遣職員	0	0	0					
上記以外の職員(※5)		24	19	24					
障害者雇用の状況 (※6)		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	93.5	雇用障害者数	2.0	実雇用率	2.14 %	不足数	0.0

※4 常勤職員：プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員（県以外の自治体、民間企業等）を指すもの。

※5 上記以外の職員：任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。（法定雇用率が課せられている団体のみ記載）

【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

## 18 宮城県信用保証協会

＜組織運営の健全性に関する指標＞

No.	項目	評価内容	評価	
1	組織統制に関する規程等の整備	業務規程等が整備され、内部牽制が図られているか。	① 8項目未満整備	0
			② 8項目以上整備	1
			就業規則（無期転換ルールの対応含む）	■
			役員報酬規程	■
			職務分掌規程	■
			会計規程	■
			契約規程	□
			決裁規程	■
			給与規程	■
			退職手当規程	■
		施設等の管理規程	□	
2	コンプライアンスの確保（経営への取組・内部統制）	コンプライアンスに関する取組を行っているか。	① 合計0点。またはコンプライアンス違反事例があった。	0
			② 1～2点	1
			③ 3～4点	2
			④ 5点以上	3
			○コンプライアンスに関する規程を整備している。（2点）	■
			○コンプライアンスに関する規程を今年度中に整備する予定（1点）	□
			○マニュアル等を作成し、職員に配布する等周知を図っている。（1点）	■
			○職員に対する啓発等研修の場を設定している。（1点）	■
			○業務監査体制を強化する体制整備や取組を行っている。（1点）	■
			○内部統制に関する取組を行っている（1点）	■
			○BCP（業務継続計画）を作成している。（1点）	■
			○公益通報者保護法に基づく公益通報制度を設けている。（1点）	■
			○その他、コンプライアンス経営を充実するための取組を行っている。（取組内容：コンプライアンス担当者会議）（1点）	■
3	実効性を持った監事監査の実施	公認会計士・税理士が会計・経理業務に関与しているか。	① 公認会計士・税理士の関与はない。	0
			② ③以外に公認会計士・税理士の関与を得ている。（定期的に指導を受けている）	1
			③ 公認会計士・税理士が監事（監査役）に就任し監事（監査役）監査を実施、または監査法人による監査を実施している。	2
4	経営幹部への民間企業等出身者の登用	民間の経営ノウハウ活用による組織の活性化や自立的経営の促進を図る観点から、役員に業務に精通した民間企業等出身者を登用（採用）・配置しているか。	① 登用していない。	0
			② 登用している。	1

No.	項目	評価内容	評価		
5	人材育成、内部登用の拡大、独自の人材確保の取組	職員の人材育成、プロパー職員の内部登用、または独自の人材確保（プロパー職員等の採用による県派遣職員との入れ替え）が図られているか。	①人材育成の取組を行っていない。また、内部登用や独自の人材確保も行っていない。	0	1
			②人材育成の取組を行っているほか、内部登用や独自の人材育成を行っている。	1	
6	事業内容・財務情報等のホームページ公表	ホームページにおける情報公開は、どのような状況にあるか。	①ホームページで公開していない。	0	2
			②下記のうち、6項目未満（会社法法人・その他の法人は4項目未満）を公開している。	1	
			③下記のうち、6項目以上（会社法法人・その他の法人は4項目以上）を公開している。	2	
			定款（寄附行為）	<input type="checkbox"/>	
			役員等名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業計画書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支予算書（収支計画）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			事業（営業）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			収支計算書	<input checked="" type="checkbox"/>	
			貸借対照表	<input checked="" type="checkbox"/>	
			損益計算書（正味財産増減計算書）	<input checked="" type="checkbox"/>	
			財産目録	<input checked="" type="checkbox"/>	
			キャッシュフロー計算書（作成している場合）	<input type="checkbox"/>	
役員の報酬・退職金に関する規定	<input checked="" type="checkbox"/>				
合計（10点満点）				9	

団体による自己評価 （概況、上記指標以外の取組実績、今後の課題・対策等）	県（主務課）の所見	参考指標
<p>新型コロナウイルス感染症予防について職員へ逐一周知し、組織全体で感染対策を実施した。また、年5日年次有給休暇の取得促進やノー残業デーを月2回設定することで労務管理及び健康管理を行った。</p> <p>コンプライアンスに関する内部研修や各部署における打ち合わせを定期的に実施し、内部統制を行った。</p>	<p>未だ収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の継続的な予防が求められる中、積極的にWebを活用した説明会の開催や研修を推進し、研鑽に努めている。また、ノー残業デーの設定等、職員の労務管理及び健康管理がなされている。</p> <p>定期的なコンプライアンスに関する打ち合わせにより、内部統制の整備が行われており、働き方改革もなされていることから、組織運営は健全なものと認められる。</p>	A

<参考指標>
合計点が
8～10点の場合：A（概ね良好）
5～7点の場合：B（改善の余地あり）
2～4点の場合：C（改善措置が必要）
0～1点の場合：D（大いに改善措置が必要）

## 18 宮城県信用保証協会

### <財務の健全性に関する指標>

No.	項目	評価内容	評価		
1	(公益法人) 正味財産増減額と収 支相償の状況	正味財産が減少している場合でも法人の継続に支障がない状態を保っているか。  収支相償を満たしているか。	①収支相償の基準を満たしていない。 または、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%以上	0	
			②3期連続で一般正味財産増減額がマイナスだが、3期の当期正味財産増減額における減少額の平均が、正味財産合計額（指定＋一般）の10%未満	1	
			③収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が3期連続マイナスでない。	2	
			④収支相償の基準を満たしており、一般正味財産増減額が当期プラス	3	
			⑤収支相償の基準を満たしており、直近の一般正味財産増減額が2期連続プラス	4	
	(公益法人以外) 一般正味財産増減額 ／経常損益の状況	一般正味財産は連続で減少していないか。 経常損益は連続で赤字を計上していないか。	①3期連続減少又は赤字	0	
			②当期を含め1期又は2期減少又は赤字	1	
			③当期のみ増加又は黒字	2	
			④当期を含め2期連続増加又は黒字	3	
			⑤3期連続増加又は黒字	4	
2	(公益法人会計) 正味財産比率の状況	財政基盤は安定しているか。 [正味財産比率(%) = 正味財産合計 ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①正味財産比率が30%未満	0	0
			②正味財産比率が30%以上	2	
	(企業会計) 自己資本比率の状況	財政基盤は安定しているか。 自己資本比率(%) = 純資産合計 (株主資本) ÷ 資産合計 (総資産) × 100]	①自己資本比率が30%未満	0	
			②自己資本比率が30%以上	2	
3	短期的支払能力の適 正性【流動比率】	流動比率は適正を維持しているか。 [流動比率(%) = 流動資産 ÷ 流動負債 × 100]	①下記以外	0	1
			②当期100%以上	1	

No.	項目	評価内容	評価	
4	補助金等依存の抑制 総収入に対する補助金等割合は抑制基調にあるか。 [補助金等割合＝補助金等合計÷総収入×100]	①対前期増加幅が2期連続2%以上	0	1
		②①又は③以外	1	
		③対前期減少幅が2期連続2%以上、又は当期補助金等なし	2	
5	借入金の抑制 【借入金依存度】 借入金依存度は抑制されているか。 (3期比較) [借入金依存度(%)＝(長期借入金＋短期借入金)÷資産合計(総資産)×100]	①下記以外	0	2
		②当期≤前期、又は当期≤前々期	1	
		③当期≤前期≤前々期、又は当期借入金なし	2	
6	累積剰余金(欠損金)の状況 累積欠損金を計上していないか。	①累積あり	0	2
		②累積なし	2	
合計(13点満点)				10

団体による自己評価 (概況、今後の課題・対策等)	県(主務課)の所見	参考指標
<p>新型コロナウイルス感染症関連保証の資金需要の落ち着きにより、保証承諾金額は平時の約9割となった。代位弁済は、政府の資金繰り支援や各種助成金の政策効果などにより企業の倒産が減少した結果、計画比52.5%に留まった。</p> <p>今後も、関係機関との連携をさらに深め、保証協会がハブ機能を発揮し、中小企業者等の「過剰債務の解消」と「事業再構築に向けた取り組み」をサポートし、休廃業や倒産の未然防止、ひいては代位弁済の抑制に努めていく。</p>	<p>参考指標ではB判定だが、借入金依存度は0%である。新型コロナウイルス関連保証の資金需要の落ち着きにより、保証承諾額は約950億円となった。また、代位弁済も減少している。収支の状況は6期連続の黒字を計上していることから、財務の健全性には問題のないものと認められる。</p>	B

＜参考指標＞

合計点が  
 11～13点の場合：A(概ね良好)  
 7～10点の場合：B(改善の余地あり)  
 3～6点の場合：C(改善措置が必要)  
 0～2点の場合：D(大いに改善措置が必要)